

大学設置基準等における教育課程等に係る特例制度 及び地域高等教育機会確保特例制度の申請・審査について

令和8年3月

文部科学省高等教育局大学振興課



文部科学省

目次

1. 制度概要について	2
2. 申請・審査スケジュール	6
3. 事前相談、申請について	8
4. 審査について	11
5. (先導特例) 審査→認定→認定について	13
6. (地域特例) 審査→認定→認定について	23

1. 制度概要について

2. 申請・審査スケジュール

3. 事前相談、申請について

4. 審査について

5. (先導特例) 審査→認定→認定について

6. (地域特例) 審査→認定→認定について

制度趣旨・概要（教育課程等特例制度・地域高等教育機会確保特例制度）

制度趣旨

教育課程等特例制度（以後、「先導特例」という。）

基準によらない大学の創意工夫に基づく先導的な取組を促進し、その効果検証を踏まえ**今後の大学設置基準の改善につなげる**ため、内部質保証等の体制が十分機能していること等を要件として、認定を受けた大学等に、大学設置基準等の規定によらない取組を認めるもの。

地域高等教育機会確保特例制度（以後、「地域特例」という。）

大学進学者数の大幅な減少が見込まれる中、高等教育機関の再編・統合や縮小、撤退を市場経済の選択に委ねるのみでは、**地域から学びの機会が縮減・消滅することとなり、地方に在住する高等教育進学希望者の教育機会の確保に多大な支障が生じるおそれや、地域の人材需給のバランスの崩れが地域生活や産業基盤に大きな影響を与えるおそれがある**。このため、更なる高等教育機関間の連携の取組を推進し、**地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス確保**を図る観点から、認定を受けた大学等に、大学設置基準等の規定によらない取組を認めるもの。

制度概要

一定の要件を満たす大学が、**先導的な取組を行う**ため、学部・学科等の教育活動を単位として申請計画書等を文部

科学省へ提出し、有識者会議等において要件の適合性を確認した上で当該申請計画書等の内容に問題がない場合、文部科学大臣が当該大学を認定することにより、教育課程等の特例が適用され、当該大学の当該学部学科等において、当該申請計画書で記載される**大学設置基準等の規定（特例対象規定※）**によらない当該申請計画書に基づく教育活動が可能となる制度。

※特例対象規定

（両制度共通）

- 第19条第1項（授業科目の自ら開設の原則）
- 第22条（1年間の授業期間）
- 第28条・第29条第2項・第30条第4項（単位互換等の60単位上限）、
- 第32条第5項（遠隔授業の60単位上限）
- 第32条第6項（連携開設科目に係る30単位上限）
- 第37条・第37条の2（校地・校舎面積基準）
- 第42条の8（入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定）

（教育課程等特例制度のみ）

- 第41条第3項（学部等連係課程実施基本組織に係る校舎面積等 ※基幹教員数に係る部分を除く。）
- 第45条第1項～第3項（共同学科に係る卒業要件の単位修得要件）
- 第47条・第48条（共同学科に係る校地・校舎面積）
- 第52条第2項・第54条第1項・第2項（国際連携学科の共同開設科目に係る単位修得要件）
- 第56条の6・第56条の7第2項若しくは第3項（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地・校舎面積）

（地域高等教育機会確保特例制度のみ）

- 第8条第1項・別表第一イ（1）備考第一号・第二号（基幹教員）

特例制度の申請・認定スキーム

申請・認定のスキーム



◆事前相談、Web相談 (P9)

- 申請に先立ち、取組開始期間や審査スケジュール、先導特例か、地域特例のどちらに申請いただくか等の確認のため、文部科学省に事前に、申請予定の取組内容等について相談。

◆申請 (P10)

- 認定を受けようとする大学等の学長は、実施要項等を確認の上、申請書に申請計画書その他文部科学大臣が別に定める書類（適合認定を示す書類、内部質保証に係る書類、情報公表を行っている事実関係を示す書類等）を添えて申請。

◆認定基準に基づく要件確認 (P14～、P24～)

- 文部科学省において、提出された書類に不備がないか、認定の基準を満たしているか等確認。

◆中央教育審議会大学分科会における審査 (P12)

- 中央教育審議会大学分科会の下に設置される委員会にて審査。
 - ※審査回数は申請案件により異なります。
 - ※審査期間中、追加の書類の提出や運営委員会において取組内容の説明等を求めることがあります。

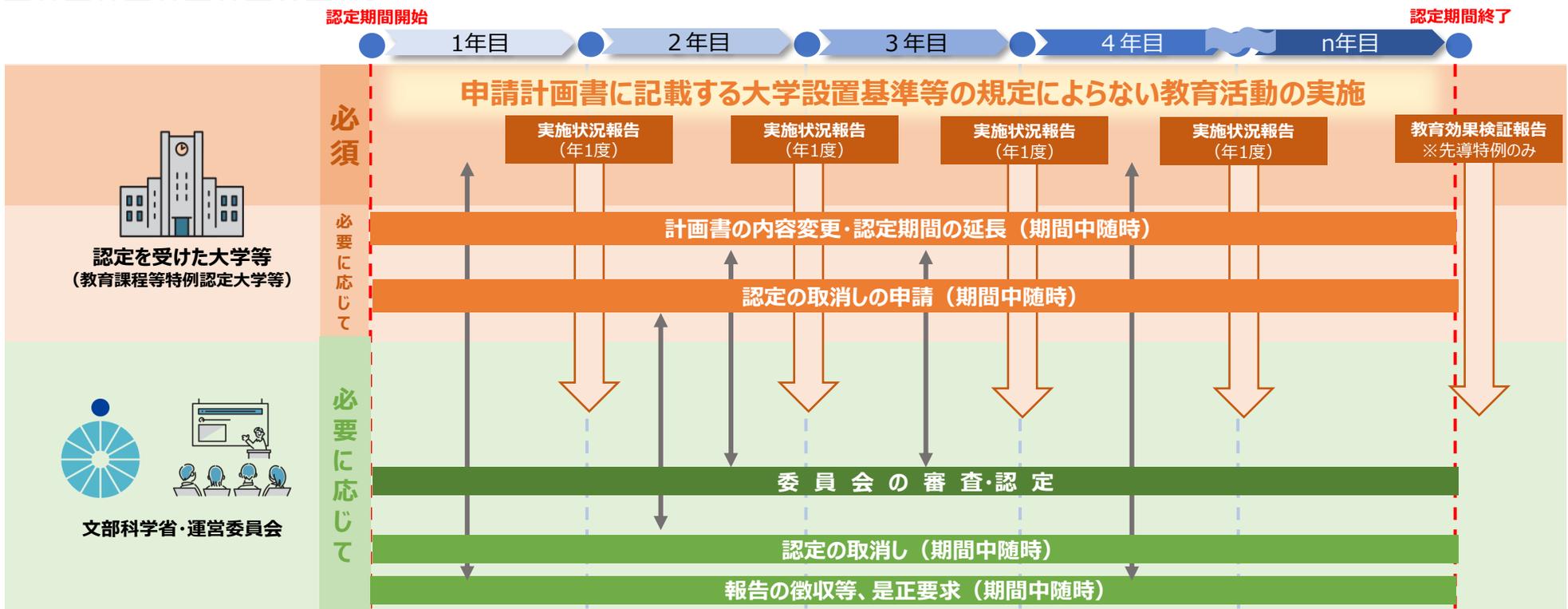
◆認定 (P12)

- 審査により「認定」となった場合、申請大学等の学長に対し、速やかにその結果を通知（併せて、インターネット等によりその旨を公表）。

特例制度の認定後のスキーム

大学が行うこと	文部科学省・運営委員会が行うこと	特記事項
<p>(必須)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○報告 <ul style="list-style-type: none"> ・年1回の実施状況報告 ・(先導特例のみ) 認定期間終了後の教育効果検証報告 <p>(必要に応じて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請計画書の内容変更※1 ○認定期間の延長※2 ○認定の取消しの申請 	<p>(必要に応じて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○報告の徴収等 ○是正要求 ○認定の取消し※3 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定の取消しに当たっては運営委員会で審査し、認定を取消した場合の経過措置として、認定期間中に認定を受けた学部等において先導的な教育を受けている学生が在籍している間は、先導的な教育を継続することが可能。 ○ ※1、※2については、運営委員会の審査及び文部科学大臣の認定を要する。なお、実施要項において定める事項については認定は不要。(事前届出) ○ ※3については運営委員会の審査を経て行う。 ○ 大学等から求める「実施状況報告書」(年1回)及び「教育効果検証報告書」(認定期間終了後3月以内)に記載すべき事項等の具体的内容は、第1サイクルの申請状況を踏まえ、その審査を行う運営委員会で改めて審議の上、決定する。 →報告書の書式については令和8年度を目途に公表予定。

認定後のスキーム (イメージ図)



1. 制度概要について
- 2. 申請・審査スケジュール**
3. 事前相談、申請について
4. 審査について
5. (先導特例) 審査→認定→認定について
6. (地域特例) 審査→認定→認定について

申請・審査スケジュール

申請時期等の目安

- ・取組開始時期（例：令和8年4月）の**遅くとも1年前を目安**（例：令和7年3月）に申請してください。
- ・本特例の申請に関連して、学部等の「設置認可申請」を予定している場合は、当該設置認可申請を行う半年～1年前を目安に申請してください。
- ・本特例の申請に関連して、学部等の「届出設置」を予定している場合は、当該届出設置が「不可」とされたとき、本特例の認定も取り消される場合があります。事後的な認定取消しに至らないよう、可能な限り「届出設置の事前相談の受審」をされることをお勧めします。
- ・いずれの場合にも、申請内容に応じて、必要な審査期間が目安よりも短くなったり、長くなったりすることに御留意ください。また、審査の状況によって、当初計画した取組開始時期から変更を検討していただく場合もあります。

重要！

- ・認定を受けた後に、正式に学生募集において特例対象規定によらない教育の内容を告知可能です。
 - ※ 「PR活動」については、認定前においても、申請機関又はその設置者の責任において、「申請中であり、内容に変更があり得る」ことが明確に伝わるようにした上で、行うことが可能です。
 - ※ 他方、「学生募集」（募集要項の配付、出願受付、入学者選抜等）及びそれに類する行為（指定校推薦の調整・登録、模擬試験等）については、認定前に、規制緩和を前提とした教育内容を示して行うことはできません。

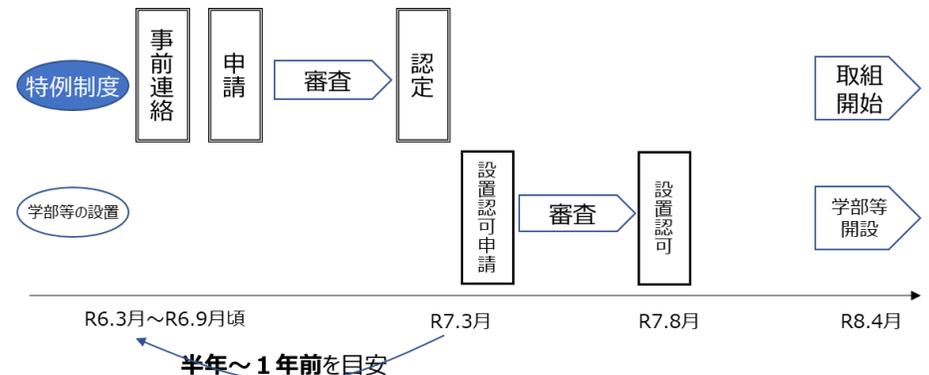
スケジュールイメージ

（基本形：学部等の設置認可申請を伴わないケース）



スケジュールイメージ

（学部等の設置認可申請を伴うケース）



1. 制度概要について
2. 申請・審査スケジュール
- 3. 事前相談、申請について**
4. 審査について
5. (先導特例) 審査→認定→認定について
6. (地域特例) 審査→認定→認定について

事前連絡

取組開始期間と審査スケジュールの確認等のため、申請に先立ち、専用フォームから文部科学省に事前連絡をお願いします。

(事前連絡フォーム)

<https://forms.office.com/r/85K1GwGuzg>

備考

- ・専用フォームは、先導特例と地域特例で共通です。
- ・Web相談とあわせて、事前連絡を行うことも可能です。

Web相談 ※必要に応じて申請してください。

文部科学省ホームページからオンラインによる相談を受け付けています。(予約制 最大50分)

(Web相談予約フォーム)

<https://forms.office.com/r/KH9XGBEPp3>

相談受付内容

・特例制度の「申請」に関する相談（申請書類の記入方法、審査スケジュール等に関する質疑応答）です。

相談内容例

- ・●●学部において、▲▲の制限によらない、～～といった教育課程を計画しているが、その際の特例対象規定としては、「大学設置基準第■条及び第▼条」という理解で良いか。
- ・「積極的な情報公表」の要件に関して、～～といった内容は、法令上必須となっている情報公表事項より踏み込んだ取組と理解して良いか。
- ・先導特例と地域特例のどちらに申し込むのがよいか。 など

備考

- ・**制度自体に関する質問等は、メール等で問合せ**をお願いします。
- ・「Web相談」は、申請予定者等の希望に応じて行うものであり、**申請を行うための条件ではありません**。
- ・「Web相談」の前には、あらかじめ文部科学省ホームページで公開している実施要項や説明資料、Q & A等を御確認ください。
- ・大学等の設置認可及び届出に関することは、高等教育企画課大学設置・評価室にお問い合わせください。
(本特例制度の申請に当たって、大学等の設置認可及び届出は必ずしも必要ではありません。申請内容によっては、これらの手続が必要になる場合もあります。)
- ・その他詳細は、文部科学省ホームページの「[Web相談の受付](#)」(**※今後更新予定**)を御覧ください。

認定を受けようとする大学等の学長は、以下書類を添えて申請してください。（申請は**随時受付**。）

①申請書

②申請計画書

③その他文部科学大臣が別に定める書類（適合認定を示す書類、内部質保証に係る書類、情報公表を行っている事実関係を示す書類等）

申請の留意点

- ◆ 申請計画書において明らかにする内容は以下の通りです。

先導特例

- (1) 申請目的
- (2) 先導的な取組として特例対象の全部又は一部によらない教育（先導的な教育）を行う学部等
- (3) 先導的な教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定
- (4) 先導的な教育の実施内容
- (5) 先導的な教育の実施が、当該先導的な教育を行わない場合に比して教育研究水準の向上に資する取組である根拠
- (6) 学生に対する適切な配慮のための具体的な措置
- (7) 実施予定期間
- (8) 先導的な教育の実施を通じて得られる教育効果の検証に係る計画

地域特例

- (1) 申請目的
- (2) 地域における高等教育の機会の確保に資する取組として特例対象規定の全部又は一部によらない教育（地域高等教育機会確保に資する教育）を行う学部等
- (3) 地域高等教育機会確保に資する教育の実施が、当該地域における高等教育の機会を確保するために特に必要であるとする事情
- (4) 地域高等教育機会確保に資する教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定
- (5) 他の大学と連携して行う地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容
- (6) 学生に対する適切な配慮のための具体的な措置
- (7) 実施予定期間

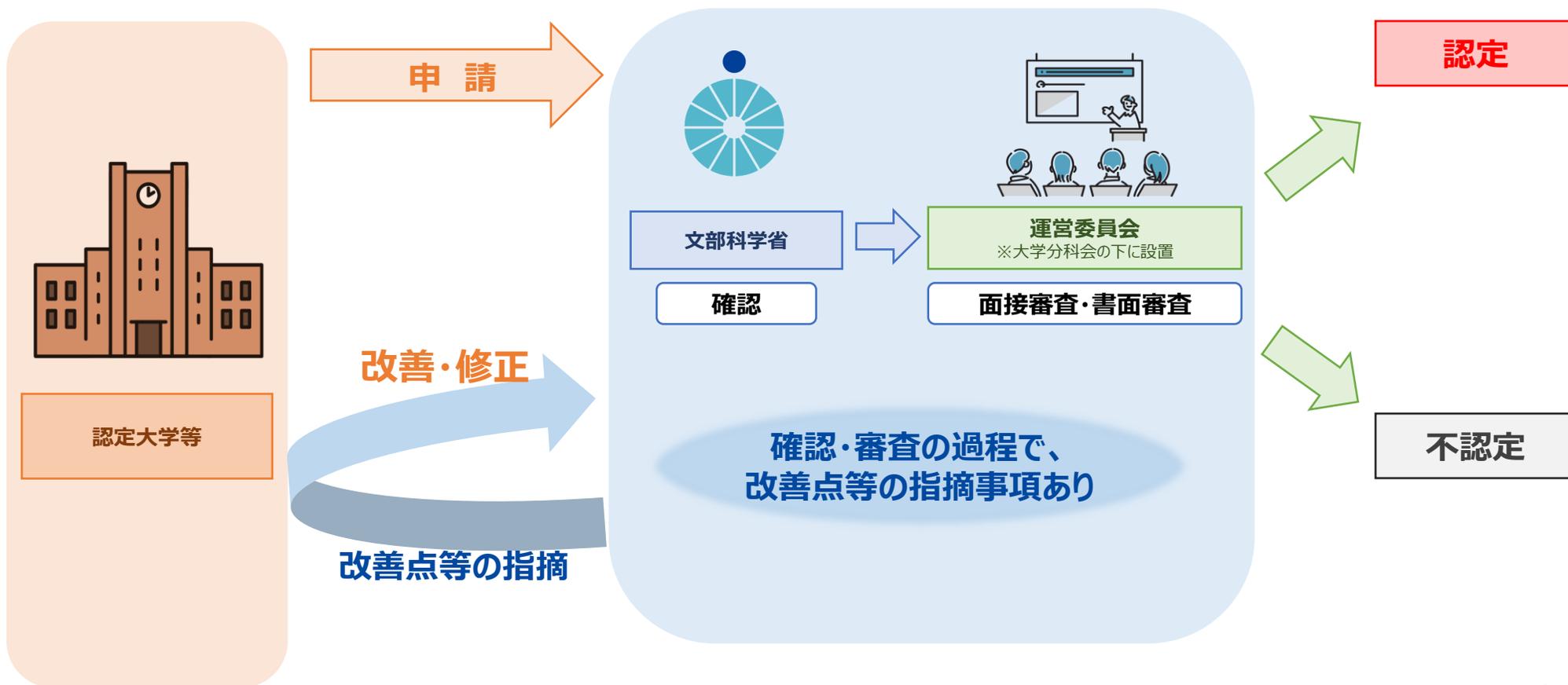
- ◆ 特に「規制緩和の必要性」については、規制緩和そのものを目的化するのではなく、申請目的に記載する先導的な教育のために、必要不可欠な「手段」、より効果的・効率的に実施する「手段」であることを意識して、申請計画書を作成してください。
- ◆ 取組内容の具体性を確認するため、（大学の学部の場合）4年間を通じた「履修モデル」（※）を追加提出いただくことがあります。
※ 学部・学科・コース等ごと、各年次ごとの履修単位数、履修科目名、科目別の対面/遠隔等の授業形態などを明らかにした卒業要件単位数の取得例
- ◆ 申請計画書の記載内容については、実施要項等を十分確認の上、必要事項を記載ください。

1. 制度概要について
2. 申請・審査スケジュール
3. 事前相談、申請について
- 4. 審査について**
5. (先導特例) 審査→認定→認定について
6. (地域特例) 審査→認定→認定について

審査

- ・文部科学省における申請計画書等の確認の後、運営委員会における**書面審査（必要に応じて面接審査も）**を経て、**運営委員会として認定の可否の判定**を行います。
- ・**運営委員会は、審査過程で改善点等を指摘**するほか、「**不可**」の判定を行う際、その**理由及び改善点等の指摘事項を付**します。
- ・**運営委員会の判定（審査結果）を踏まえ、文部科学大臣が認定（不認定）**を行います。

審査の流れ



1. 制度概要について
2. 申請・審査スケジュール
3. 事前相談、申請について
4. 審査について
5. **(先導特例) 審査→認定→認定について**
6. (地域特例) 審査→認定→認定について

先導特例の審査

申請計画書の記載情報に基づき、審査において確認する主なポイントは以下のとおりです。

申請計画書の記載内容（ 確認1 記載すべき内容が明らかにされているか）	
申請目的	※大学等が養成しようとする人材の在り方等に照らし、先導的な教育の実施により期待される効果に触れつつ、目指すべき姿を明らかにして記載すること。
先導的な教育を行う学部等	※先導的な教育を行う学部等の名称を記載すること。当該学部等が複数にわたる場合は、当該学部等の名称を全て記載すること。
先導的な教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定	※特例対象規定の条項（例：大学設置基準第32条第5項）を記載すること。
先導的な教育の実施内容	※大学等が行おうとする先導的な教育について、教育課程編成の基本的な考え方のほか、授業科目や教育活動の概要、教員等も含めた教育実施体制の確保、成績評価の際の留意点等の観点から、具体的に記載すること。
先導的な教育の実施が、当該先導的な教育を行わない場合に比して教育研究水準の向上に資する取組である根拠	※先導的な教育の実施が、申請目的を達成する上で、必要不可欠又はその効果的・効率的な実施に当たり合理的であり、大学の教育研究水準の向上に資することを具体的に記載すること。 ※特例対象規定の規制緩和が、先導的な教育を行う上で、必要不可欠又はその効果的・効率的な実施に当たり合理的であることを具体的に記載すること。
学生に対する適切な配慮のための具体的な措置	※先導的な教育の実施について、あらかじめ、学生募集の際の適切に周知や在学生に対する丁寧な説明を行うことや、実施後も学生からの意見聴取や相談受けの仕組みを整備すること等の配慮措置を具体的に記載すること。 ※特例対象規定の規制緩和に対する学生保護の観点も記載すること。
実施予定期間	※「期間」だけでなく「始期」及び「終期」も記載すること。 ※学部等の設置認可の申請を予定している場合には、開設希望年度とともにその旨を記載すること。
先導的な教育の実施を通じて得られる教育効果の検証に係る計画	※あらかじめ、検証の実施に係るスケジュールのほか、教育効果・成果の測定方法、測定指標等を掲げること。 ※可能な限り定量的な達成目標を設定すること。 ※先導的な教育の取組に係るP D C Aサイクルを機能させるための考え方（内部質保証）を記載すること。

確認2 記載項目横断的に確認するポイント

- ☑ 当該大学等の人材養成の目的と、本取組による先導的な教育内容とが整合的か。
- ☑ 本取組は、申請目的を達成するのに必要十分な内容か。
- ☑ 本取組による先導的な教育内容と規制緩和の内容とが整合的か。
- ☑ 本取組の内容は、具体性・継続性・教育の質の確保の観点から、妥当か。
- ☑ 本取組の内容は、円滑かつ確実に実施されると見込まれるか。（実現可能性があるか、本取組の基礎となる教育改革の取組などはあるか）
- ☑ 本取組の内容は、先進性、他大学等への波及可能性があるか。（他大学等を牽引する先駆的なモデルと言えるか）
- ☑ 達成目標の設定方法・内容は、明確かつ妥当か。

先導特例の認定①

認定基準は**機関としての要件**と**先導的な取組に係る要件**で構成されています。**先導的な取組に係る要件**に関し、先導的な取組を行う必要性や実施する教育組織（学部等）、実際に活用する特例対象規定、具体的な実施内容、実行可能性などを申請計画書上に明記してください。

認定基準

機関としての要件

- ・自己点検評価・見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること
- ・申請日の直近の認証評価において適合認定（分野別認証評価を除く）を受けていること
- ・申請の日前五年以内に次のいずれにも該当しないこと
 - －法令の規定、寄附行為、定款等に違反したこと
 - －財政状況が健全でなくなったこと
 - －上記のほか、教育条件・管理運営が適正を欠くに至ったこと

先導的な取組に係る要件

- ・申請計画書において、次に掲げる事項が明らかにされていること及びその内容が確実に実施されると見込まれること
 - －申請目的
 - －先導的な取組として特例対象規定の全部または一部によらない教育（先導的な教育）を行う学部等
 - －先導的な教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定
 - －先導的な教育の実施内容
 - －先導的な教育を行わない場合に比して、教育研究水準の向上に資する取組である根拠
 - －学生に対する適切な配慮のための具体的な措置
 - －実施予定期間
 - －先導的な教育の実施を通じて得られる教育効果の検証に係る計画

実施要項（様式3）に沿って必要な書類を提出してください。主な確認のポイントは以下のとおりです。

機関としての要件の確認

・自己点検評価・見直しの体制が十分整備されていること

⇒ 大学等のホームページにおける掲載情報等のほか、認証評価で改善等が指摘されている場合には、当該指摘とそれへの対応状況を提出を求める。

・教育研究活動等の状況を積極的に公表していること

⇒ 「**教学マネジメント指針**」に示された情報公表事項の例（※）を参考にしつつ、大学等として特に積極的に行っている情報公表の内容を記載を求める。

※ 「（1）『卒業認定・学位授与の方針』に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報公表の例」及び「（2）学修成果・教育効果を保証する条件に関する情報の例」

⇒ 当該大学等としての積極的な情報公表の内容を把握した上で、認定時などに本制度を活用した取組に係る留意事項等とあわせて、更なる積極的な情報公表を求めることを想定。

・申請日の直近の認証評価において適合認定（分野別認証評価を除く）を受けていること

・申請の日前五年以内に次のいずれにも該当しないこと

－ 法令の規定、寄附行為、定款等に違反したこと

⇒ 本事項（法令違反等の欠格要件）は、大学等の設置者として行った法令違反等をいう。ただし、役員等の個人が行った法令違反等であっても、業務との関連性が認められるものについてはこれに含まれるものとする。

※ 主に学校教育関連法令を想定するが、例えば労働基準法違反も含め、事業者として適用される全ての法令が対象となる。

※ 上記のような法令違反全般や寄附行為等違反に関し、現在は是正されている一時的な基準違反などの場合は、その内容や改善状況等を審査において確認し、改善等が図られていると認められるときは、ここでの欠格事由とはしない。

－ 財政状況が健全でなくなったこと

⇒ 高等教育の修学支援新制度における「**経営要件**」（※）を満たさない場合をいう。

※ **高等教育の修学支援新制度の経営要件**

以下の全てに該当する大学等（国公立の大学等は除く。）でないこと。

・その設置者の直前3年度の全ての収支計算書において「**経常収支差額**」がマイナスであること。

・その設置者の直前の年度の貸借対照表において「**運用資産と外部負債の差額**」がマイナスであること。

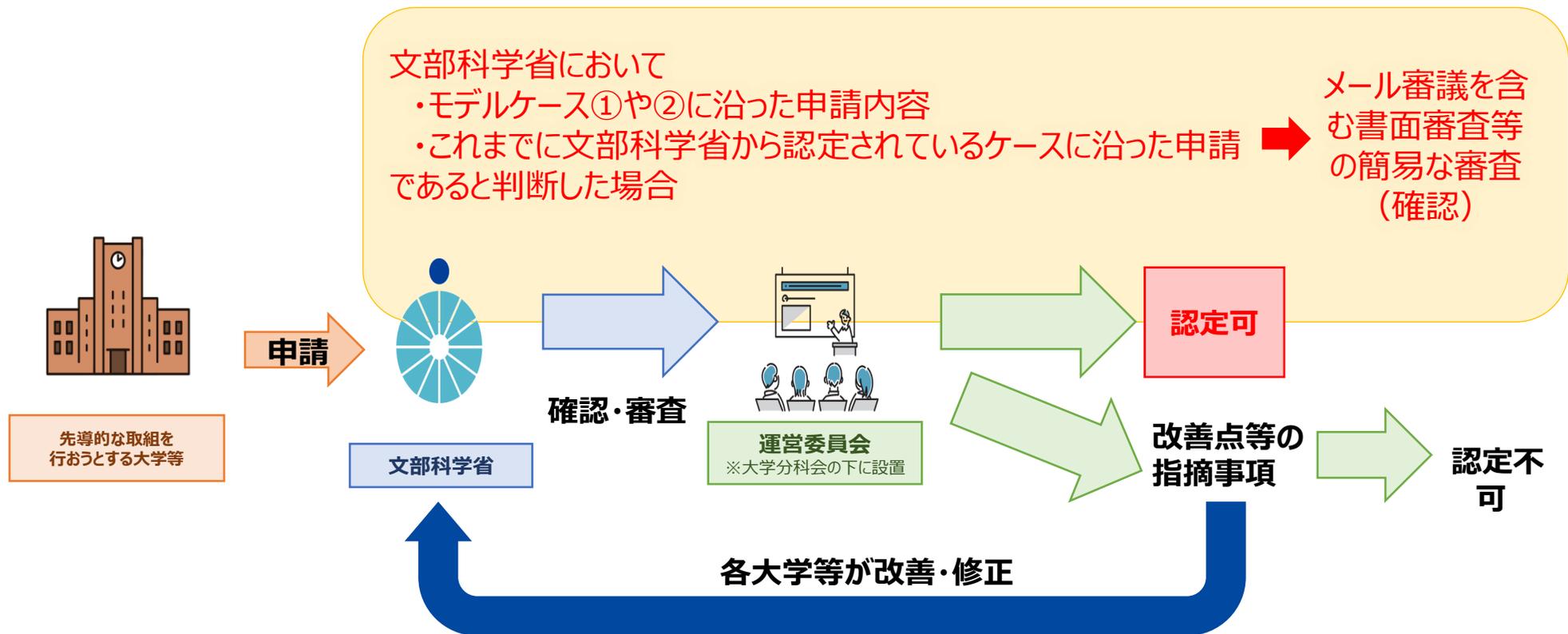
・直近3年度の全ての収容定員充足率が8割未満であること。

－ 上記のほか、教育条件・管理運営が適正を欠くに至ったこと

⇒ 不適正な管理運営により私学助成が全額不交付となった場合などを想定。

先導特例の認定③（先導的な取組に係る要件）

- ・遠隔授業を活用した先導的な取組など、文部科学省から示している一定のモデルケース①や②、あるいはこれまでに文部科学省から認定されているケースに沿った申請については、より簡易な審査（確認）により認定を行います。
- ・モデルケース以外についても、型にとらわれない、各大学等の創意工夫による多様な先導的な取組を対象に審査を行い、認定の可否を判断します。



先導特例の認定④（先導的な取組の構想イメージ）

以下はあくまで例示であり、各大学等の創意工夫による多種多様な先導的な取組が対象となります。

グローバル人材育成

ミネルバ大学のように海外展開は難しいけれど、国際的視野を育みつつ、既存の国内サテライト施設なども活用して、国内の複数地域を周りながら、同様の取組ができないか…

「遠隔授業の60単位上限」の緩和

モデルケース①【同時双方向型オンライン授業を活用した先導的な取組】に沿って構想

成長分野の人材育成

これまでの大学コンソーシアムでの実績を土台に、データサイエンスなど成長分野に強みを持つ大学との教育課程レベルでの大学間連携ができないか…

「授業科目の自ら開設の原則」の緩和

…大学間連携による授業科目の連携開設

モデルケース②【学修の多様化・深化×大学間連携の取組】に沿って構想

地方創生

複数大学と連携して、「関係人口」の増加も見据え、いわば国内交換留学のような取組ができないか…

「授業科目の自ら開設の原則」の緩和

…大学間連携による授業科目の連携開設

「遠隔授業の60単位上限」の緩和

モデルケース①【同時双方向型オンライン授業を活用した先導的な取組】
モデルケース②【学修の多様化・深化×大学間連携の取組】
に沿って構想

先導特例の認定⑤（モデルケース①）

モデルケース①【同時双方向型オンライン授業を活用した先導的な取組】（特例対象規定：遠隔授業の60単位上限）

想定される取組の一例

- ▶ 地方での社会課題解決に向け、課題の異なる日本国内の複数地域でのフィールドワークを通じた実践的な教育活動を行うとともに、多様性のある国際的視野の獲得に向け、長期海外留学中に現地での社会体験活動やフィールドワークなどを行いながら、4年間を通して、国際性と地域性を基盤とした課題発見力・解決力を持った人材を養成する。
- ▶ その際、一定期間ごとに、
 - ① 学生同士が、様々な滞在国や地域から、同時双方向型のオンラインで参加する、自らの体験・実践について発表・協議を行う演習
 - ② それを踏まえた各地でのフィールドワーク等の実践のルーティンを繰り返しつつ、大学のメインキャンパスで行われる講義等の授業も、同時双方向型のオンラインで受講するために、遠隔授業について60単位を超えて卒業に必要な修得単位として認める。

チェックポイント

- ☑ 先導的な教育の実施内容が、上記モデルケースに沿ったものとなっていること。（上記取組例は一例であり、方向性が同じであれば、厳密な同一性は問わない）
- ☑ 先導的な教育を行う上で、特例対象規定（遠隔授業の60単位上限）の緩和が、必要不可欠又はその効果的・効率的な実施に当たり合理的である旨が示されていること。

先導特例の認定⑥（モデルケース①（続き））

授業方法と対話性の関係（イメージ）

※本モデルケースの条件となるのは、同時双方向性型ですが、その他メディアを利用して行う授業等に係る取組についても特例申請は可能です。

通
学
制

面接授業（＝対面授業）（大学設置基準第25条第1項）

※同時かつ双方向が前提（対話性）

メディアを利用して行う授業（＝遠隔授業、オンライン授業）（大学設置基準第25条第2項）

※ 同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められるものであること

1 同時双方向型（メディア授業告示第1号）

モデルケース①の特例を活用する場合における設置基準の規制（60単位上限）を超えて遠隔授業を認めるための条件

（＝教育課程等に係る特例の認定を受けた大学等においては、同時双方向型遠隔授業の単位数は60単位の上限に算入する必要がない）

2 オンデマンド型（メディア授業告示第2号）

通
信
制

印刷教材等による授業、放送授業（大学通信教育設置基準第3条第1項）

※ 添削等による指導により、毎回の授業に厳密な双方向性は求められない

現行法令上の規定

○**大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）**（抄） ※大学院設置基準において準用、短期大学設置基準において同旨規定。

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 略

○**平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等）（以下、「メディア授業告示」）**（抄）

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。）において履修させるもの

二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの

先導特例の認定⑦（モデルケース②）

モデルケース②【学修の多様化・深化×大学間連携】（特例対象規定：授業科目の自ら開設の原則）

想定される取組の一例

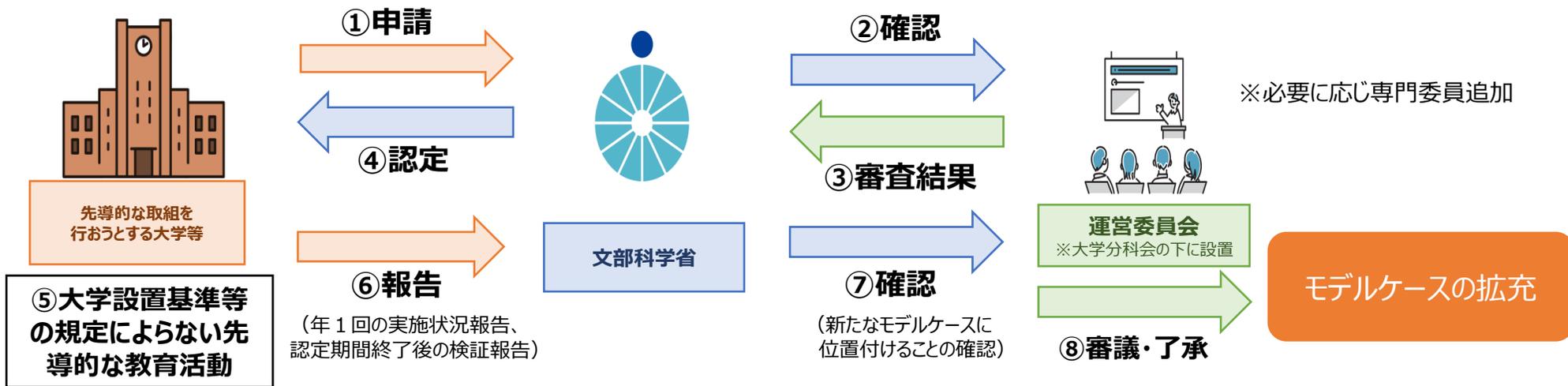
- 各大学の強みを生かし、相互補完の理念の下、学生の幅広い学修の選択に資するよう、文理や一般・専門教育を問わず質の高い多様な教育環境（オンラインも含む）を提供することにより、課題発見・解決力を持った人材を養成する。
- その際、大学等連携推進法人・複数大学設置法人の枠組みによらず、連携大学の授業科目を連携開設科目と位置付け、一定条件（協議会の設置など）の下、その単位を卒業要件となる修得単位数に算入することを可能とする。※連携開設科目に係る30単位上限の規定の適用は受ける

チェックポイント

- ☑ 先導的な教育の実施内容が、上記モデルケースに沿ったものとなっていること。（上記取組例は一例であり、方向性が同じであれば、厳密な同一性は問わない）
- ☑ 「学生に対する適切な配慮のための具体的な措置」として、
 - ① 教学管理に関して、連携大学間の協議会の設置、連携協定の締結など継続的な連携を確保するための措置
 - ② 連携協定の中に既入学生に対する連携開設科目の継続開設について盛り込むなど、連携開設科目を前提に入学した学生が、連携関係の解消による当該科目の中止等により不利益を受けないための具体的措置について示されていること。
- ☑ 先導的な教育を行う上で、特例対象規定（授業科目の自ら開設の原則）の緩和が、必要不可欠又はその効果的・効率的な実施に当たり合理的である旨が示されていること。

先導特例の認定⑧（制度のPDCAサイクル）

- ・大学の自主性に基づく、思い切った創意工夫ある先導的な取組を促すため、あらゆる特定対象規定を組み合わせて実施することも想定されます。
- ・審査を経て認定された先導的な取組については、その実施状況報告の内容も踏まえながら、好事例として、今後の簡易な審査の対象となるモデルケースに位置付け、特例制度自体のPDCAサイクルを回していくことも考えられます。
- ・なお、型にとらわれない取組や、様々な特例対象規定の活用が考えられるため、必要に応じて運営委員会の専門委員の追加なども含め、審査体制を適時整えていくことも想定しています。



1. 制度概要について
2. 申請・審査スケジュール
3. 事前相談、申請について
4. 審査について
5. (先導特例) 審査→認定→認定について
6. (地域特例) 審査→認定→認定について

申請計画書（様式2）の記載情報に基づき、審査において確認する主なポイントは以下のとおりです。

申請計画書の記載内容（ 確認1 記載すべき内容が明らかにされているか）	
申請目的	※地域における将来の人材需要等を踏まえた大学における人材育成の在り方に照らし、地域高等教育機会確保に資する教育の実施により期待される効果（地域にとって真に必要なかつ魅力ある大学づくり）に触れつつ記載すること。
地域高等教育機会確保に資する教育を行う学部等	※地域高等教育機会確保に資する教育を行う学部等の名称を記載すること。当該学部等が複数にわたる場合は、当該学部等の名称を全て記載すること。
地域高等教育機会確保に資する教育の実施が当該地域における高等教育の機会を確保するために特に必要であるとする事情	<p>※地域高等教育機会確保に資する教育の実施にあたり、地域における高等教育の状況を具体的に記載すること。</p> <p>※地域高等教育機会確保に資する教育の実施について、協議会等の意見に触れつつ、地域においても当該大学による地域高等教育機会確保に資する教育の実施が必要とされていることが分かるように具体的に記載すること。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の人材需要等を踏まえ、協議会において、認定を受けようとする大学が地域の社会・生活基盤を支える人材育成機関として位置づけられるなど地域にとって真に必要な高等教育機関であること。 ・認定を受けようとする大学の果たす役割に鑑み、協議会の構成員から支援策が講じられるなど緊要性が認められること。
地域高等教育機会確保に資する教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定	※特例対象規定の条項（例：大学設置基準第19条第1項）を記載すること。
他の大学と連携して行う地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容	※地域高等教育機会確保に資する教育について、他の大学と連携して実施する教育活動の内容のほか、他の大学との役割分担や、教員等も含めた教育実施体制の確保、成績評価の際の留意点等の観点も具体的に記載すること。
学生に対する適切な配慮のための具体的な措置	<p>※地域高等教育機会確保に資する教育の実施について、あらかじめ、学生募集の際の適切な周知や在学生に対する丁寧な説明を行うことや、実施後も学生からの意見聴取や相談受付の仕組みを整備すること等の配慮措置を具体的に記載すること。</p> <p>※特例対象規定の規制緩和に対する学生保護の観点も記載すること。</p>
実施予定期間	<p>※「期間」だけでなく「始期」及び「終期」も記載すること。</p> <p>※学部等の設置認可の申請を予定している場合には、開設希望年度とともにその旨を記載すること。</p>

確認2 記載項目横断的に確認するポイント

本取組の申請目的と、地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容とが整合的か。

本取組は、申請目的を達成するのに必要十分な内容か。

本取組による規制緩和の内容と、地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容とが整合的か。

本取組の内容は、具体性・継続性・教育の質の確保の観点から、妥当か。

本取組の内容は、円滑かつ確実に実施されると見込まれるか。（実現可能性があるか）

地域特例の認定①

認定基準は**機関としての要件**と**地域における高等教育の機会の確保に資する取組に係る要件**で構成されています。**地域における高等教育の機会の確保に資する取組に係る要件**に関し、**地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行う必要性や実施する教育組織（学部等）、実際に活用する特例対象規定、具体的な実施内容、実行可能性などを申請計画書上に明記してください。**

認定基準

機関としての要件

- ・自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること
- ・申請日の直近の認証評価において適合認定を受けていること
- ・申請の日前五年以内において次のいずれにも該当しないこと
 - －法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと
 - －財政状況が健全でなくなったこと
 - ただし、地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行う必要性に鑑み、特別の事情がある場合については個別に考慮
 - －上記のほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと

地域における高等教育の機会の確保に資する取組に係る要件

- ・申請計画書において、次に掲げる事項が明らかにされていること及びその内容が確実に実施されると見込まれること
 - －申請目的
 - －地域における高等教育の機会の確保に資する取組として特例対象規定の全部又は一部によらない教育（地域高等教育機会確保に資する教育）を行う学部等
 - －地域高等教育機会確保に資する教育の実施が、当該地域における高等教育の機会を確保するために特に必要であるとする事情
 - －地域高等教育機会確保に資する教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定
 - －他の大学と連携して行う地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容
 - －学生に対する適切な配慮のための具体的な措置
 - －実施予定期間

実施要項 (様式3) について

機関としての要件の確認

・自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること

- ⇒ 体制について記載又はこれらの事項に係る情報が掲載されている大学等のホームページのURLを記載すること。
- ⇒ 認証評価で、改善等が指摘されている場合には、当該指摘とそれへの対応状況を記載すること。

・教育研究活動等の状況を積極的に公表していること

- ⇒ 「教学マネジメント指針」に示された事項の例 (※) を参考に、大学等として特に積極的に公表している教育研究活動等の状況に係る事項を記載すること。

※各授業科目における到達目標の達成状況／学位の取得状況／学生の成長実感・満足度／進路の決定状況等の卒業後の状況 (進学率や就職率等) ／修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率／学修時間／「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況／卒業論文・卒業研究の水準／アセスメントテストの結果／語学力検定等の学外試験のスコア／資格取得や受賞、表彰歴等の状況／卒業生に対する評価／卒業生からの評価／入学者選抜の状況／教員一人あたりの学生数／学事暦の柔軟化の状況／履修単位の登録上限設定の状況／授業の方法や内容・授業計画 (シラバスの内容) ／早期卒業や大学院への飛び入学の状況／FD・SDの実施状況／GPAの活用状況／カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況／ナンバリングの実施状況／教員の業績評価の状況／教学IRの整備状況 等

・申請日の直近の認証評価において適合認定を受けていること

- ⇒ 適合認定を受けたことが明記された認証評価機関又は大学等のホームページのURLを記載すること。

・申請の日前五年以内において次のいずれにも該当しないこと

- － 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと
- ⇒ 大学の設置者として行った法令違反等をいう。ただし、役員等の個人が行った法令違反等であっても、業務との関連性が認められるものについてはこれに含まれるものとする。

－ 財政状況が健全でなくなったこと

- ⇒ 国公立を除く大学について、次のいずれにも適合することをいう。

- ・その設置者の申請の日の属する年度の前3か年度の事業活動収支計算書の「経常収支差額」が連続してマイナスであること。
- ・その設置者の申請の日の属する年度の直前の貸借対照表の「運用資産と外部負債の差額」がマイナスであること。

- ⇒ ただし、地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行う必要性に鑑み、特別の事情がある場合については、この限りでない。

- ・特別の事情がある場合には「備考」に必要事項 (※) を記載すること。

※地方公共団体又は産業界等地域の関係者からの支援がある場合には当該項目に該当しないこととする場合もあるため、地域の関係者の支援状況を記載すること。

－ 上記のほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと

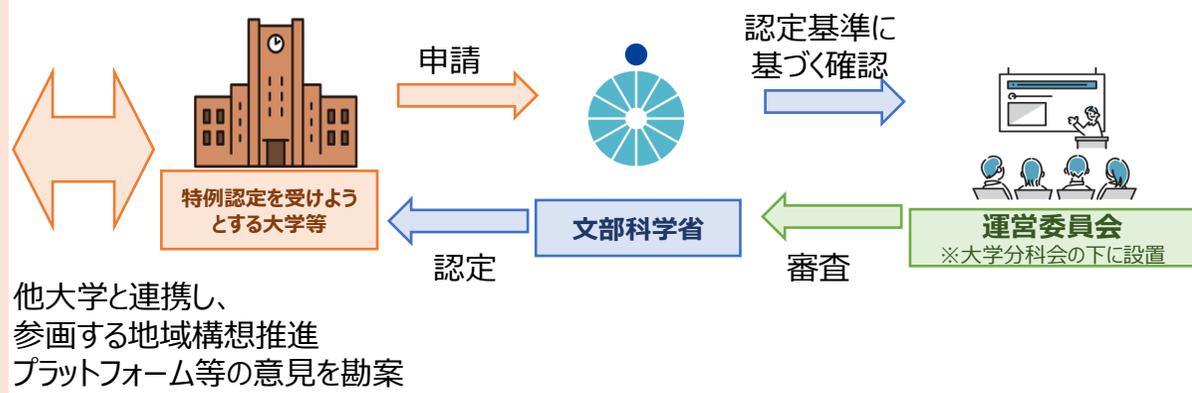
- ⇒ 不適正な管理運営により私学助成が全額不交付となった場合などを想定。

地域特例の認定③ (取組に係る要件)

実施要項 (様式2) について

地域における高等教育の機会の確保に資する取組に係る要件の確認

- ・地域における高等教育の機会の確保に資する取組として特例対象規定の全部又は一部によらない教育 (地域高等教育機会確保に資する教育) を行う学部等
⇒ 当該学部等が、国の基準に従い指定等される資格養成施設の課程である場合においては、当該基準を所管する国の機関と協議する必要があるため、申請前に文部科学省に相談すること。ただし、幼稚園教諭養成課程、保育士養成課程については、所管省庁との協議により、地域高等教育機会確保に資する教育の実施が必要と判断されているため、当該課程については、個別に所管省庁と協議する必要はない。
- ・地域高等教育機会確保に資する教育の実施が、当該地域における高等教育の機会を確保するために特に必要であるとする事情
⇒ 地域にとって真に必要な高等教育への機会を確保する観点から、認定を受けようとする大学のみが必要と判断するのではなく、協議会 (大学設置基準第58条第1項等に規定する協議会「地域構想推進プラットフォーム」のうち届出のあったもの) 等においても当該大学による地域高等教育機会確保に資する教育の実施が必要とされている旨を明らかにすること。
なお、協議会の届出については、地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会について定める件 (令和7年文部科学省告示第144号) を参照すること。
- ・他の大学と連携して行う地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容
⇒ 大学等連携推進法人が組織されている場合においては当該法人と連携して行われること。大学等連携推進法人が組織されていない場合においてはこれに類する組織 (※) を整備して行われること。
※認定を受けようとする大学と連携先の他の大学による連携した教育研究活動の実施に関する基本方針を策定し、公表するなど緊密な連携協力体制が構築され、継続的に運用されている組織をいう。
⇒ 協議会の構成員その他の地域の関係者と確実に連携して実施されると見込まれること。



地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会 (地域構想推進プラットフォーム) について

実施要項（様式9、10）について

協議会（地域構想推進プラットフォーム）の組織

- ・今般の大学設置基準等の改正規定において、「文部科学大臣が別に定める」としている「地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会」は、協議会告示で規定する「協議会」を指す。
- ・具体的には、大学その他の高等教育機関、地方公共団体、産業界等の地域の関係者が共同して組織するもので、将来の当該地域におけるアクセス確保等に関する構想や、当該地域における大学等間の連携、地域の関係者と連携した教育活動等に関して必要な協議を行うための協議会であり、知の総和答申（令和7年2月21日中央教育審議会）において提言されている「地域構想推進プラットフォーム」は、本協議会としての位置づけを有するもの。

協議会（地域構想推進プラットフォーム）の届出

- ・次に掲げる全ての措置を講じた地域構想推進プラットフォームは、その旨を文部科学大臣に届け出ることができる。
 - ① **地域構想推進プラットフォームが定める地域に所在する大学等、地方公共団体、産業界その他の当該地域の関係者が相当数参加するための措置**
 - ② **①の地域の関係者間の円滑な情報の共有を図るための措置**
- ・なお、地域高等教育機会確保特例制度では、地域高等教育機会確保特例認定大学の認定を受けようとするに際し、本規定に基づく届出のあった協議会の意見を勘案することとなっているため、**原則、認定申請より前に協議会の届出を行うこと。**